

加古川市議会議員選挙に係る当選の効力に関する異議の申出に対する決定について

主催	加古川市選挙管理委員会事務局
日時	令和8年8月7日（金）
場所	市役所北館 3階 選挙管理委員会室
内容	令和8年7月10日付けで提起された、令和8年6月28日執行の加古川市議会議員選挙に係る当選の効力に関する異議の申出について、加古川市選挙管理委員会は、次のとおり決定しましたので、お知らせします。 1 申出人：小池 賢人 氏（加古川市議会議員選挙の候補者） 2 決定内容：別紙「決定書」のとおり 3 決定年月日：令和8年8月7日 4 その他：この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で兵庫県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。 （ 初めて ・ 恒例 ・ ●回目 ）
対象（参加者）	
定員	
参加費	
申込先・方法	
目的・背景 その他	
市ホームページ	掲載予定
広報かこがわ	掲載しない

問合先

加古川市 選挙管理委員会事務局 担当：岸本
☎ 079-427-9359（内線13313）

決定書

異議申出人 加古川市

小池 賢人

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から 令和8年7月10日付けで提起された令和8年6月28日執行の加古川市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）に係る当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、加古川市選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）は、審理の結果、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の趣旨及び理由

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙につき、笹本航生（以下「当選人」という。）の当選を無効とするとの決定を求める。

2 本件異議申出の理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第9条第2項に定める住所要件について合理的な疑義があるため、当選人が住所として届け出ている周辺で聞き取りを実施したところ、複数の近隣住民等から令和8年4月から6月末までの間に見かけた記憶がない旨などの証言が得られたため、客観的な調査を求める。

争 点

公選法第9条第2項は「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と規定し、また公選法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定している。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である、本件選挙の選挙期日である令和8年6月28日まで「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」であるかどうかという点にある。

決定の理由

本委員会は、本件異議申出が形式的要件を備えているので、適法な異議申出として受理するとともに、当選人に対して、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）第13条第2項の規定に基づき、本

件異議申出への参加を求め、意見書及び証拠物件の提出を求めた。また、申出人に対して、証拠書類に記載されている近隣住民等の証言について、証言者の住所等の情報提供を求めた。

さらに、申出人及び当選人に対して、口頭意見陳述の申立てについて意思確認を行ったところ、申出人、当選人ともに希望はなかった。

本委員会は、当選人に対して、公選法第216条第1項において準用する審査法第36条の規定に基づき、質問を行った。

本委員会は、提出された意見書、証拠書類、質問回答の内容、聞き取り調査等を基に、慎重に審理を行った。

1 住所の認定についての判断基準

住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条に「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されている。

また、「起居、寝食、家族同居の事実は、いずれも住所の認定に当たって、もっとも重視すべき事項であり、他に特別の事情のない限り、「現に起臥しているところ」に住所を認定すべき」とされている（逐条解説公職選挙法改訂版（上））。

さらに、判例では、「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものと解するのが相当である」（平成9年8月25日最高裁判決）、「生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討するのが相当である」（令和3年12月23日東京高裁判決）とされている。

本委員会は、これらの判例等を判断基準として、当選人が、本件選挙の選挙期日まで「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有していたか」について判断する。

2 申出人の主張

公選法に定める住所要件について合理的な疑義があるため、当選人が住所として届け出ている周辺で聞き取りを実施したところ、複数の近隣住民等から令和8年4月から6月末までの間に見かけた記憶がない旨などの証言が得られたため、客観的な調査を求める。

3 当選人の主張

本件異議申出の参加人である当選人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 住所を有することとなった経緯

令和6年5月から令和8年6月まで、加古川市内に事務所を有する掘井健智事務所に通務してきた。その間、現住所地を生活の本拠として使用し、同住所から勤務先へ通勤するなど、加古川市において継続して日常生活を営んできた。

(2) 居住実態について

日々の起居、睡眠、食事等の生活を行い、衣類、生活用品、家具及び家電製品等を備

えて生活している。郵便物等も同住所で受領しており、日常生活に必要な電気、水道及びガスを継続して利用している。生活の本拠は一貫して現住所地にあり、継続して居住している。

(3) 生活スタイル等について

秘書業務及び選挙に向けた準備等により、朝早く自宅を出て、夜遅く帰宅するという生活が中心であった。帰宅後は、食事、入浴、睡眠等を行い、翌朝には再び勤務先等へ向かっていた。

休日についても自宅で長時間過ごすことは少なく、仕事、選挙に関する活動、その他の用事等で自宅を離れていることが多い状況だった。

自宅に長時間滞在する生活ではないが、日々の生活の終着点として当該住所に帰宅し、そこで睡眠等の日常生活を継続して行う生活であり、当該住所を生活の本拠として使用していた。

勤務先である事務所への通勤及び日常の移動については主として原動機付自転車を使用していた。自動車を取得したのは令和8年5月であるが、以降についても勤務先には引き続き原動機付自転車を利用していた。

(4) 申出人の主張について

申出人は、近隣住民への聞き取りを根拠として居住実態がないと主張している。申出人の主張する近隣住民への聞き取り結果はあくまで第三者の認識又は印象を示すものであり、生活の本拠として使用しているか否かを直接立証するものではない。近隣住民への聞き取りのみをもって、居住実態がないと認めるに足る客観的な証拠とは言えない。

(5) 結論

近隣住民の認識のみに依拠することなく、提出した各証拠により総合的に評価の上、公正な判断を求める。約2年前から現在に至るまで、加古川市に生活の本拠を有しており、公選法上の住所要件を満たしている。よって本件異議申出は理由がなく棄却されるよう求める。

4 本委員会が認定した事実

当選人から提出された書類、質問回答の内容、近隣住民への聞き取り等から、次の事実を確認した。

(1) 住民票について

令和6年5月17日に現住所地に転入する届出を、同年5月20日に行っている事実を確認した。

(2) 賃貸借契約について

令和6年5月17日に、現住所地に係る賃貸借契約を締結している事実を確認した。

(3) 水道の使用量等について

使用区分	使用量（1月平均）
令和8年4月 （2月下旬～4月下旬）	7 m ³ （2箇月で14 m ³ ）

令和8年6月 (4月下旬～6月下旬)	8.5 m ³ (2箇月で17 m ³)
-----------------------	--

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、1人世帯の1箇月あたりの平均使用水量は、8.1 m³となっている。

(4) 電気の使用量等について

使用区分	使用量
令和8年3月分	161 kwh
令和8年4月分	54 kwh
令和8年5月分 (4月20日～5月21日)	63 kwh
令和8年6月分 (5月22日～6月18日)	64 kwh
令和8年7月分 (6月19日～7月20日)	120 kwh

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅1人世帯(60歳以上なし)の1箇月あたりの平均電気使用量は172 kwhとなっている。

同調査における月別の使用量では、夏場と冬場に使用量が多くなる傾向がみられる。

(5) ガスの使用量等について

使用区分	使用量
令和8年3月分	22 m ³
令和8年4月分	15 m ³
令和8年5月分 (4月15日～5月16日)	19 m ³
令和8年6月分 (5月17日～6月15日)	12 m ³
令和8年7月分 (6月16日～7月17日)	6 m ³

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅1人世帯(60歳以上なし)の1箇月あたりの平均ガス使用量は16 m³となっている。

同調査における月別の使用量では、冬場にかけて多くなり、夏場にかけて少なくなる傾向がみられる。

(6) 税、社会保険料などの領収書

現住所地が印字された国民健康保険料、住民税・森林環境税、国民年金保険料の各領収書を確認した。

(7) ネットショッピングに係る領収書

現住所地がお届け先として記載されているネットショッピングに係る領収書を確認

した。

(8) 聞き取り調査について

申出人から提出された近隣住民に関する情報を基に、改めて本委員会において近隣住民に対し聞き取り調査を行ったところ、「ハイツであれば町内会費を払っていないかもしれないし、そうなるかわからない」「ハイツ住まいであればゴミステーションの掃除とかもないので面識がない」「1、2年前に政党の看板を付けたライトバンが当該ハイツの駐車場にとまっているのを見たことがあるので、政党の人が住んでいるのかなと思っていた。見たことはない」「一軒家ならまだしも、ハイツのことはわからない。あまり家から出ることがないので、わからない」などの発言があった。

加えて、本委員会が独自に、同一ハイツの住民への聞き取り調査のため訪問を重ねたが、接触できた住民の方にはいずれも聞き取り調査に応じていただけなかった。

当選人によると、近隣住民の方、ハイツの方との付き合いはないとのことであった。

5 小括

日常生活を営むに足る必要最低限の行為として、睡眠、食事、入浴、洗濯、排せつなどの行為があるが、これらの行為を行うためには水道、電気、ガスの使用が不可欠であり、現に起臥していたことを認定するためには、これらの使用は欠かせない。

当選人の水道、電気、ガスの使用状況を確認すると、水道、ガスは概ね一般的な使用量となっているが、電気の使用量は、一般的な使用量よりも少ない。当選人からは、以前から節電を意識した生活をしておりテレビも設置していないこと、朝早く自宅を出て夜遅くに帰宅するという生活が続いており、自宅において照明、エアコンその他の電気を使用する時間が必然的に少ないこと、休日についても自宅に長時間滞在することは少なく、仕事や選挙に関する活動、その他の用事等で外出することが多かったこと、そのような生活にあっても日々の生活の終着点として当該住所に帰宅し、そこで食事、入浴、睡眠等の日常生活を営んでいたこと等の回答を得た。当選人は25歳男性の単身世帯であるが、当選人の主張するような生活スタイルを前提とするならば、電気使用量についてもそれほど不自然なものとは言えず、水道、ガスの使用量が概ね一般的であることから、齟齬が生じていることもない。

以上のことから、当選人は、現住所地において、水道、電気、ガスを継続的に使用し、日常生活を送っていたと推認される。

さらに、ネットショッピングの領収書、お届け先、配達状況等から、当選人が現住所地で居住していたことが推察される。

一方で申出人の主張は、近隣住民に対する聞き取り結果から当選人の住所要件について疑義があるとしているが、当選人の主張しているような生活スタイル、単身であること、ハイツであることを踏まえると、近隣住民への聞き取り結果の内容はさほど不自然なものではなく、また、現住所地において当選人の生活の本拠がなかったとしたらその本拠はどこにあったのかという主張がなされていないことから、当選人の主張を覆すに足るものとは言えない。

総合すると、当選人は、住所要件に係る期間において、仕事や選挙に向けた準備、その他の用事等で現住所地を留守にする時間帯があったことは認められるものの、現住所地

を自らの生活の本拠として起臥し、日常生活を営んでいたと評価できることから、当選人は、本件選挙における被選挙権を有していたと判断する。

6 結論

本件選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める申出人の主張には理由が認められず、公選法第216条第1項の規定により準用する審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和8年8月7日

加古川市選挙管理委員会

委員長 坂 田 吉 正

教示

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で兵庫県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。